

令和6年度 第3回 岡山市環境政策審議会概要

1 日時 令和6年10月22日（火曜日）午前10時～午前10時55分

2 場所 分庁舎6階環境局会議室

3 出席者

委員：赤井委員、黒崎委員、塩入委員、長門委員、哈委員、松井委員、三宅委員、吉田委員

岡山市：環境局次長、環境企画総務課長、環境事業課長ほか関係職員

事務局：環境企画総務課

4 傍聴者1名

5 主な意見

(1) し尿処理手数料の見直しについて

前回の審議会の内容の振り返りと各委員からいただいていた質問事項の説明を行ったのち、原価計算を行って導き出したし尿処理手数料の案などについて説明を行い、意見交換、質疑応答が行われた。

主な内容は以下のとおり（●は委員、○は当局を示す）

●し尿処理手数料の改定案を、原価計算を使って導き出す際、毎月勤労統計調査の廃棄物処理業の給与などを参考にしたことだが、実際にどの部分を参考にしたのか。

○人件費部分について、令和5年度の毎月勤労統計調査に係る給与を参考にした。

●30年間、手数料の改定をしなかったのは理由があるのか。

○デフレ等で物の価値が上がっておらず、平成6年に決めた料金で許可業者が経営を維持することができていたため。

●今後も人件費や物価が上昇していくと思われるので、例えば附帯意見もしくは議論の中の一文でもいいので、今後単価が追い付かない状況等になった場合、見直しを検討するなどの文言をどこかに入れておくことで、今後、許可業者等に対してもポジティブな説明が出来ると思う。

○業者からも原価が上がれば、適切な時期に料金を見直してほしいという要望もあることから、今の議論を参考にさせていただく。

●物価高騰の影響や、し尿収集量の減少も含めていろいろな社会情勢の変化があるので、それらを勘案して安定的・継続的にやれるように適時適切に見直しを検討するように附帯意見を付けてはどうか。

●事業者の必要経費が20%上がっている中で、各世帯の負担も20%値上げというのは妥当ではないかと思う。

●前回の審議会の議論で、事業者が負担する仮設便所の部分は、負担増を求めてもよいのではないかと議論を踏まえて、仮設便所に係る料金を5,000円とし、家庭等のし尿収集料金と比べて上げ幅を変えている。また、収集する際の量を、216ℓから288ℓまでと増やしてはいるが、上げ幅としては、約20%より高くなっている。ただし、し尿の収集効率性等も勘案すると、特別に手間がか

かるため仮設便所に係る料金を 5,000 円とすることでよいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- ホース延長の特別作業料金について、前回 140 円で、今回が 220 円と 80 円の負担増になっており、そのほかの料金がだいたい 20%増のところ、上げ幅が大きいといえるが、許容されるとご理解いただければと思う。
- 今後、市民、事業者、運搬業者に周知をされると思うが、特に市民については 20%という負担増になるので、丁寧な説明を行うことはもとより、事業者にも理解していただけるように丁寧な周知や説明をお願いしたい。
- 料金が上がることで、市民には大変なご負担をおけることは重々承知しており、条例等で認められれば、全利用世帯にパンフレット等を作成し丁寧な周知を行っていききたい。
- 審議会後の手続きの流れを教えてください。
- 審議会から答申をいただいたのち、その答申を尊重したうえで、し尿処理手数料の条例改正案を作成し、議会で認められれば、その後、市民への周知等を進めていきたい。
- 直接経費の計算で、作業員 2 名が 113 万円となっているが、これは月額給料なのか。
- 予備人員 0.5 人+ボーナスも含めて、月換算にして計算している。
- 都市計画区域、下水道区域の中で未接続の自宅がどれくらいあるのかを地図のような形で整理するのもよいのではないかと。また災害のときにも電子情報でまとめておけば役に立つと思う。

<座長による審議会の総括>

- し尿処理手数料については、市民の負担増加を最小に抑えること、これがひとつ考えるべきことです。もう一つは、し尿収集を今後も安定的・継続的に実施できる体制を維持するということで、そのバランスをとったのが今回の料金案です。これについては適切なものとお認めをいただいたということによろしいかと思えます。し尿処理手数料は、先ほど、議論された案で答申とさせていただきます。

附帯意見としては、手数料というのは消費税改正や仮設便所の手数料を除いて改定が 30 年なかったことや今後、急激なインフレ等による物価高騰、し尿収集の減少も 5 年間で 1 割減ということが予想され、そういった様々な社会情勢の変化を勘案する必要があるということから、し尿収集を安定的かつ継続的に行っていくことが出来るように、適時適切に見直しを図っていく必要があるとさせていただきます。

もう一つの附帯意見としては、全利用世帯に説明資料を作成・配布し、周知を図って下さいとします。